○ 内閣府○ 内閣府

号

成年被後見人等の権 利 \mathcal{O} 制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律 (令和

元年

法律第三十七号) の <u>-</u> 部 の施行に伴 \\ \\ 及 び 関係法律の 規定に基づき、 預金保険 法施行規則等の 部を改正

する命令を次のように定める。

令和元年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

預金保険法施行規則等の一部を改正する命令

(預金保険法施行規則の一部改正)

第 条 預 金保険法施 行 規則 (昭和四 十六年大蔵省令第二十八号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

(存置)目を)負)汁質にないう負責と 改正 後
する内閣府令・財務省令で定める負債は、次に掲げるもの(同項の 第三十五条の十三 法第百二十六条の三十九第三項及び第四項に規定 (特定負担金の額の計算上除かれる負債)
場合にあつては、これらに相当するものが第三十五条の十五に規定
こえら。)なけら。 する連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されているもの
[一・二 略] に限る。) とする。
三 繰延税金負債(銀行法施行規則第十八条第二項に規定する別紙
様式第三号、第三号の二、第四号若しくは第四号の二、長期信用
銀行法施行規則第十七条第二項に規定する別紙様式第二号若しく
は第二号の二、信用金庫法施行規則第百三十一条第一項に規定す
る別紙様式第十三号、第十四号若しくは第十五号、協同組合によ
る金融事業に関する法律施行規則第六十八条第一項に規定する別
紙様式第九号若しくは第十号、労働金庫法施行規則第百十三条第
一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号、経済産業省・財
条第二項に規定する別紙様式第二号、保険業法施行規則第五十九務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十一
同令第百四十三条第二項に規定する別紙様式第十二号若しくは第条第二項に規定する別紙様式第七号若しくは第七号の二若しくは
十二号の二、金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十二条第

という。)に記載された繰延税金負債をいう。)対照表又はこれらに準ずるもの(次号において「各貸借対照表」分別紙様式一若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した貸借る別紙様式一若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した貸借の項に規定する別紙様式第十二号、証券金融会社に関する内閣府

[四~十三 略]

備考 表中の []の記載は注記である。

という。)に記載された繰延税金負債をいう。)
対照表又はこれらに準ずるもの(次号において「各貸借対照表」対照表又はこれらに準ずるもの(次号において「各貸借対照表」で昭和三十年大蔵省令第四十五号)第三条の四第一項に規定する別紙様式第十二号、証券金融会社に関する内閣府

[四~十三 同上]

(保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部改正)

第二条 保険契約者等の保護の ための特別の措置等に関する命令 (平成十年大蔵省令第百二十四号) の 一 部

を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 の傍

線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

[条を加える。]	第六条の二 法第二百六十五条の十六第二号に規定する内閣府令・財(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)
[八・九 同上]	[八・九 略]
定に該当しないことを誓約する書面で役員全員が署名したもの七「役員が法第二百六十五条の十六第一号、第三号又は第匹号の規	を除く。)に該当しないことを誓約する書面で役員全員が署名しのうち、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に係る部分七一役員が法第二百六十五条の十六各号の規定(同条第二号の規定
はこれに代わる書面はこれに代わる書面	
置育ては皮匿育で夏ケドよ、50℃よ、60宮公暑の正月書て号)附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百五十一	
とみなされる者を含む。)、民法の一部を改正する法律の施行になされる者を含む。)、被保佐人(同条第二項において被保佐人	
法律第百四十九号)附則第三条第一項において成年な	
六 役員が成年被後見人(民法の一部を改正する法律(平成十一年[一〜五 同上]	六 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の[一~五 略]
第四条 【同上】	で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。 第四条 法第二百六十五条の八第二項に規定する内閣府令・財務省令
$\frac{\overrightarrow{1}}{2}$	<u> </u>
改 正 前	改正後

備考 表中の [] の記載は注記である。	きない者とする。	るに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで	務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行す

(投資者保護基金に関する命令の一部改正)

第三条 投資者保護基金に関する命令 (平成十年大蔵省令第百二十五号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正 後欄 に掲げる規定 の傍

線を付した部分のように改め、 改 正 前 欄及び 改正 後欄に対応して掲げるその標記 部分に二 重傍線を付 した

規定 (以下「対象規定」という。) は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正 一後

欄に掲げる対象規定として移動 Ĺ 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げて

いないものは、これを加える。

(銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部改正)

第四条 銀行等保有株式取得機構に関する命令(平成十三年内閣府令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

備考 表中の [] の記載は注記である。	とする。	改 正 後
	- [条を加える。]	改正前

この命令は、

則

律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (令和元年十二月十四日) から施行する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法